

広島県情報公開・個人情報保護審査会(諮問 30(情)第 13号)

第 1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成 30 年 3 月 16 日、広島県情報公開条例(平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、実施機関に対し、「審査請求人の娘が平成〇〇年〇〇月に発生した〇〇の水害で死亡したということで平成〇〇年〇〇月〇〇日に弔慰金を広島県と福山市から受け取りました。その弔慰金が支給されることになった理由がわかる文書」(以下「本件請求文書」という。)の開示の請求(以下「本件請求」という。)をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第 7 条第 2 項の規定により、不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成 30 年 3 月 29 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成 30 年 6 月 6 日、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人の娘である特定個人が災害死(水害死)と認定されていたことが〇〇年を経た今も納得できない。いかにして弔慰金が頂けたのか道理の理解に苦しんでおり、広島県が弔慰金(災害死・水害死)を支給された根拠及び判断基準等となる条例・規則等を知りたい。
- (2) 当時、災害死(水死)はまれなことであったため、それに関わる資料等は特別な事例として、永年保存などをしてどこかに存在していると思われる。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

平成 5 年度の災害弔慰金は、広島県災害見舞金等支給要綱(昭和 62 年 4 月 21 日施行。以下「要綱」という。)第 7 条の規定に基づき、福山市から広島県に提

出された所定の報告書により支給決定されたものと推測される。

実施機関では、平成〇〇年度の災害に係る報告等の文書の保存年限を5年と定めており、災害弔慰金に係る文書もこの中に含まれるため、本件請求文書は保存年限満了により文書廃棄し、存在していない。

審査請求人は、災害死(水死)はまれなことであったため、それに関わる資料等は特殊な事例として、永年保存などとして、どこかに存在していると思われると主張するが、永年保存ではなく、保存年限5年としていた。

以上のとおり、本件請求文書は保存年限満了により文書廃棄し、存在していないことから、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求文書について

本件請求文書は、特定個人が河川の水害で死亡したとして弔慰金が支給されることになった理由が分かる文書である。

これに対し、実施機関は、本件請求文書について保存年限満了により文書廃棄し、存在していないとして本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 行政文書の不開示制度について

実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときは、条例第7条第2項の規定により、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないとしており、「全部を開示しないとき」とは、開示請求に係る行政文書を保有していない場合と条例第13条の規定により開示請求を拒否する場合を含むものとしている。

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがある。

そこで、条例第13条は、行政文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる場合を例外的に規定している。

また、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより、本来、条例第10条の不開示情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合をいうものである。

(2) 不存在を理由とする不開示決定処分の妥当性について

ア 本件請求に係る弔慰金は、実施機関が説明するように、要綱第7条の規定に基づき、福山市から広島県に提出された所定の報告書により支給決定され、支給されたものであることがうかがわれ、当該報告書には、死亡した者の

「氏名」及び「住所」並びに葬祭を行う者の「氏名」, 「続柄」及び「住所」を記載することとされている。

また, 実施機関に確認したところ, 実施機関は, 要綱第8条において, 弔慰金の交付は死亡した者が死亡当時居住していた市町村の区域を管轄する福祉保健センターの総務課長等の職にある者に資金前途して行うことができることとされていたことなどから, 本件請求文書が存在していたと判断したものの, 保存年限満了により文書廃棄し, 存在していないため本件処分を行ったということである。

なお, この点について, 広島県文書等管理規則(平成13年広島県規則第31号)第7条第2項に基づく別表においては, 支出に関する文書の保存年限は5年が基準とされている。

イ 本件請求文書は, 特定個人が河川の水害で死亡したとして弔慰金が支給されることになった理由が分かる文書であるが, 本件請求文書の存否を明らかにすると特定個人がその親族の災害による死亡によって弔慰金を受給したかどうかという事実(以下「本件存否情報」という。)の有無を答えることと同じことになると認められる。

この場合において, 本件存否情報が条例上の不開示情報に該当するときは, 本件請求文書の存否を明らかにすることにより不開示情報を開示することとなるので, 以下, 本件存否情報が条例上の不開示情報に該当するか否かについて検討する。

ウ 本件存否情報は, 特定個人の親族の死亡や財産に関する情報であり, 条例第10条第2号本文に規定する「個人に関する情報」であって特定個人を識別することができるものと認められる。さらに, 本件存否情報は, 法令等の規定により又は慣行として公にされ, 又は公にすることが予定されている情報ではないため, 同号ただし書のイに該当するものとは認められず, かつ, 同号ただし書のロ及びハに該当するものとも認められない。

そうすると, 本件存否情報は, 条例第10条第2号に規定する不開示情報であると認められ, 本件請求文書の存否を答えるだけで, 条例第10条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため, これによって特定個人の保護されるべき利益が害されることになることから, 本来であれば, 条例第13条の規定に基づき, 本件請求文書の存否を明らかにしないで, 開示請求を拒否すべきであったものと認められる。

エ しかしながら, 実施機関は, 本件処分において本件請求文書の存否を明らかにしており, このような場合においては, 本件処分を取り消して改めて条例第13条の規定により, 本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行う意味はなく, 本件処分は, 結論において妥当といわざるを得ない。

オ 以上のことから, 実施機関が, 本件請求文書について不存在であることを理由に不開示とした本件処分は妥当である。

3 その他

審査請求人はその他種々主張するが, いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

審査請求人は、実施機関内の別の担当部署に対しても、本件請求と同じ請求内容の開示請求(以下「別件請求」という。)を行っており、当該部署は、別件請求について、不存在を理由とした不開示決定ではなく、存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行っている。

このように、同一実施機関内の複数の部署に対して、同一の請求内容の開示請求がなされた場合においては、当該部署において、連携して対応することが望ましい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
31. 1. 7	・ 諮問を受けた。
元. 6. 24 (令和元年度第3回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 7. 22 (令和元年度第4回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授